



海外出張の際の留意点

第 246 回

小野さん：こんにちは、みらい先生。来月からフィリピンに1カ月間出張することになりました。取引先の新規開拓のためにマニラを中心に各地を巡る予定です。自社にとっても私にとっても初めての海外での営業で緊張しています。

みらい：そうですね。それは会社にとって重要な役割ですね。

小野さん：そうなんです。ただ、気になっているのがハードな日程が想定されるのですが、何かあったときに労災等で自分は守られるのか不安でして。場所によっては治安も悪いですし。

みらい：海外出張か海外派遣かで対応が異なります。

小野さん：それはどうやって区別するのですか。期間の長さですか。

みらい：期間の長さでは判断されません。勤務の実態を総合的に判断することになります。一般的には、海外出張とは「国内の事業場に所属し、その事業場の使用者の指揮に従って勤務すること」、海外派遣は「海外の事業場の使用者の指揮に従って勤務すること」とされています。今回の出張は現地では自社のスケジュール等に基づいて行動されるのですか。同行者はいるのですか。

小野さん：基本的には紹介先である現地クライアントの指示の下に動く予定です。同行はその方1名です。

みらい：そうですね。それでは状況によってどちらとも解釈されうる状況ですね。それでは出張と派遣のどちらに解釈されても、小野さんが補償される状況にあるか確認することが重要となりそうです。

小野さん：何を確認する必要がありますか。

みらい：1) 海外派遣者用の労災保険特別加入制度に加入しているか、2) 民間の海外旅行傷害保険に企業で加入しているか、を確認してください。どちらも任意ですので、初めての海外での事業展開であれば手続きしていない可能性もあります。

小野さん：公的な保険と民間保険の両方に入っておくことが安全ということですね。確認してみます。ちなみに、手続き上の留意点は何かありますか。

みらい：最近ではテロや大きな事件よりも過労死等の

過重労働やうつ病による機能不全、自殺等のメンタルヘルス不調を原因とした労災が増えています。万が一自分になってしまった際に何が必要かきちんと確認しましょう。

小野さん：具体的には何がありますか。

みらい：事前に持病などの申告漏れがないか、業務上での怪我や病気なのか証明ができるか等は労災認定上重要ですので、自身でもご確認ください。そういう意味では渡航前の健康診断を受診することを会社に打診してみても良いでしょう。また、労災保険の特別加入の際に申告している業務内容と自身の業務内容の実態が一致しているか自身で確認をしておく、もしくは手続き担当者に重要性を伝えてみることをお勧めします。

小野さん：分かりました。手続き担当者が理解しているか確認してみます。

みらい：自社の海外進出の先駆けとなるわけですから、会社側の準備も整っていないケースも多いです。自身が手続き担当者の気持ちで確認してみることが自身の身を最大限守ることになります。海外出張者の健康管理、安全配慮義務等を徹底することで社員も守られますし、いざというときには会社も守られるということを会社に理解してもらうことが小野さんのいる会社では今後必要になりそうですね。頑張ってください。

小野さん：参考になりました。どうもありがとうございました。

< 筆者紹介 >

みらいコンサルティンググループ

[本社：東京都中央区・国内 10 拠点]

現地法人

- ・中国 (北京・上海・深セン)・マレーシア (KL)
- ・ベトナム (HCMC)
- JapanDesk
- ・中国 (大連)・香港・台湾・シンガポール
- ・タイ・インドネシア・フィリピン
- ・ミャンマー・カンボジア・米国 (LA)

URL : <http://www.miraic.jp/>